

ムバーラク政権下のエジプトにおける「民主化」と ムスリム同胞団

—改革イニシアティヴと政治活動をめぐって—

横田貴之*

‘Democratization’ under the Mubārak Regime and
the Muslim Brotherhood in Egypt:
A Study on the Brotherhood’s *Reform Initiative* and Political Activities

YOKOTA Takayuki*

This article aims to examine the goal of the political activities of the Egyptian Muslim Brotherhood under President Mubārak’s ‘democratization,’ by analyzing *the Reform Initiative of the Muslim Brotherhood* (*Mubādara al-Murshid al-‘Āmm li-l-Ikhwān al-Muslimīn ḥawla al-Mabādī’ al-‘Āmma li-l-Īslāḥ fī Miṣr*) published in March 2004, under the leadership of the General Guide Muḥammad Mahdī ‘Akif. After the severe attack by Nasser regime in the 1950s-60s, the Brotherhood succeeded in reestablishing itself as the major Islamic movement in Egypt in the 1970s. Although the Brotherhood revived as a de facto political force, the government never lifted its illegal status for fear that it might rise as a new political competitor. As a result, its socio-political power has been limited. *The Reform Initiative*, which I will analyze in this article, aims to reform Egypt comprehensively and serves as the framework of the Brotherhood’s activities. The goal of the Brotherhood’s current political activities is to realize the ideas of *the Reform Initiative*, which demonstrates its attempt to overcome the organizational constraints stemming from its illegal status. Whether the Brotherhood will be legalized or not is one of the most important issues in the Egypt now, and will influence the future of Egyptian politics.

はじめに

本稿は、2004年3月に発表されたムスリム同胞団 (*Jam‘īya al-Ikhwān al-Muslimīn* 以下、「同胞団」と略す) の「改革イニシアティヴ (*Mubādara al-Murshid al-‘Āmm li-l-Ikhwān al-Muslimīn*

* (財) 日本国際問題研究所, The Japan Institute of International Affairs
2006年7月31日受付, 2006年11月7日受理

ḥawla al-Mabādi' al-'Āmma li-l-Īslāḥ fī Miṣr)」¹⁾ を手がかりに、現在の同胞団の政治活動について、フスニー・ムバーラク政権下の「民主化」との関連の中で論究することを主たる目的とする。現在のエジプトでは、「民主化」が主要な政治的争点のひとつとなっている。特に 2005 年の民主化運動の高揚以降、その傾向が強まっている。そこでは、ムバーラク政権の進める「民主化」とそれに対する野党や同胞団など反対派による異議申し立てという構図が見られる〔横田 2005a〕。本稿では、この「民主化」というエジプト政治の重要な一側面に焦点を定めて議論を行う。

本稿で考察の対象とする同胞団は、1928 年にスエズ運河地帯の都市イスマーイーリーヤにおいて、ハサン・バンナー (Hasan al-Bannā 1906 – 49) を中心に創設された。バンナーは大衆社会化が進みつつあった当時において、社会の実態に相応した思想形成と組織化に成功し、同胞団は 20 世紀前半に急速な発展に成功した。40 年代後半には、当時人口約 2,000 万人のエジプトにおいて、およそ 2,000 の支部、50 万人のメンバーおよび同数の支持者を擁する同国最大の政治的・社会的結社となったとされる。50~60 年代には、ナセル大統領（在任 1956 – 70）による弾圧が行われ、この時期に同胞団は「解体」したと考えられた。しかし、70 年代のイスラーム復興高揚の中で組織再建に成功し、「復活」を遂げた。現在でも、同胞団は多様な社会奉仕活動、さらには人民議会や職能組合への進出を行なうなど、エジプトにおける最も有力なイスラーム復興運動として広範な活動を行なっている。創設以降、同胞団の活動にはいくつかの浮き沈みが指摘できるが、復活以降この 30 余年において同胞団が有している重要性には疑いの余地がない。2005 年の人民議会選挙で同胞団が 88 議席を獲得する躍進を遂げたことは記憶に新しいが、これも同胞団がエジプト政治において有する重要性を改めて示した一例といえる。同胞団の研究は、イスラームに着目しつつエジプト政治を理解する上で大きな意義を有しており、ムバーラク政権下の「民主化」をめぐる政治状況の検討においてもそれは不可欠であろう。

本稿では改革イニシアティヴを手がかりに考察を行うが、それは次の 2 つの理由からである。第 1 に、改革イニシアティヴは同胞団の諸活動について最も包括的な形でアジェンダを示すものであり、現在の同胞団においてはその活動の基本方針を示すものと位置付けることが可能である。第 2 に、2005 年以降活発化している同胞団の政治活動において、同胞団メンバーからしばしば改革イニシアティヴをその出発点とする発言が見られる。²⁾ 現在の同胞団の

1) 本稿では、同胞団機関紙『アラブの地平』に掲載された改革イニシアティヴ原文を用いる [Āfāq 'Arabiyya, March 11, 2004]。なお、同胞団運営ウェブサイト『同胞団オンライン』でも検索可能 <<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=5172&SectionID=356>>。

2) 例えば、2005 年 12 月 8 日付『同胞団オンライン』掲載の最高指導者声明を参照 <<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=16561&SectionID=213>>。

政治活動について検討を行う際は、改革イニシアティヴに立ち戻り、その連続性・関係性について考察を加えることが必要であると考えられる。本稿はこのような考察を基礎に、同胞団の政治活動が同胞団の中でどのような位置付けをされているかについて分析を加える。

1. 改革イニシアティヴの理念と提言

1.1 ムバーラク政権下の「民主化」と改革イニシアティヴの発表

2004 年 3 月 3 日、カイロ市内のジャーナリスト職能組合において、同胞団最高指導者ムハンマド・マフディー・アーキフ (*Muhammad Mahdī ‘Akif*) によって、改革イニシアティヴが発表された。アーキフは約 2 カ月前に前最高指導者マアムーン・フダイビー (*Muhammad al-Ma’mūn al-Hudaybī* 在任 2002–04) の死去を受けて、第 7 代最高指導者に選出されたばかりであった。³⁾

改革イニシアティヴは、改革の対象分野として人間形成、政治、司法、選挙制度、経済、教育、アズハル機構、貧困問題、社会、女性、ムスリム・キリスト教徒間関係、文化、外交の 13 分野を取り上げ、約 100 項目の改革提言を行っている。同胞団がこのような包括的な改革案を発表した背景としては、ムバーラク政権による改革の停滞を指摘できよう。「歴代政府が行ってきた改革の実施は非常に遅々としており、過去に政府が大きな形で行った約束に対して〔実際の〕改革の進捗状況は遅れた状態となっていると我々〔同胞団〕は考える。それゆえ、このイニシアティヴを発表することとした」との改革イニシアティヴ冒頭の言葉にもそれは示されている。

ムバーラク政権の改革について、本稿が焦点を定める政治分野の改革、すなわち政府の「民主化」政策を概観すれば、改革イニシアティヴ発表当時のエジプト政治は「民主化」の後退期あるいは停滞期にあったといえよう。1981 年のサーダート大統領（在任 1970–81 年）暗殺後に大統領に就任したムバーラクは当初、政権の正当性（レジティマシー）の源として「合法性」を重視する政治姿勢を採用し、法による支配を強調した。また、前政権末期の反対派に対する強硬政策の継承ではなく、政治対話に基づく国民的和解を模索したため、80 年代のエジプトでは野党や同胞団などの活動も活発化することとなった〔伊能 1993: 156–157; 小杉 1994: 257〕。同胞団もムバーラク政権の「民主化」の試みの下、人民議会と職能組合の選挙への積極的な参加を開始し、それぞれにおいて一定の成功を収めた。⁴⁾

しかし、90 年代初めに「緑の党」や「アラブ民主主義ナセル主義党」などの新政党が結党

3) アーキフは、70 歳代半ばという年齢にもかかわらず、古参幹部を中心とする「旧世代」ではなく、同胞団の政党化について積極的に発言するなど、むしろ近年台頭が著しい若手・中堅メンバーに近い。また、1970～80 年代にアメリカやドイツでイスラーム運動の指導を行っていたことから、同胞団の中の「国際派」としても知られる [‘Abd al-Maqṣūd 2004: 21].

を許可される一方 [日本国際問題研究所 1997: 91-96; Zaki 1995: 78-79; Fahmy 2002: 71-77]，政府の「民主化」の後退傾向は次第に強まっていった。ムバーラク政権が、イスラーム団など急進派イスラーム復興運動の暴力的な反政府活動の活発化，そして同胞団の政治的伸張などによって，体制維持に関して次第に危機感を強めたことが理由として挙げられる [日本国際問題研究所 1997: 92].⁵⁾ 罰則を伴う報道法（1996 年法第 96 号，1995 年法第 93 号）の制定による報道規制や，社会慈善活動組織への政府の監督を強化する 1999 年法第 153 号の制定は「民主化」後退の例として挙げられる [Sullivan and Abed-Kotob 1999: 130; Fahmy 2002: 123-124; Langohr 2004: 193-197].

同胞団の職能組合と人民議会における影響力の増大に対しても，政府はその抑制に努めた。職能組合に関しては，職能組合の理事会選挙の最低投票率を定めた 1993 年法第 100 号を成立させ [Fahmy 2002: 107-108]，低投票率の中での組織的投票によって躍進を遂げていた同胞団の影響力拡大の阻止を試みた [Wickham 2002: 187, 200-202].⁶⁾ さらに，職能組合所属の同胞団メンバーに対する逮捕，軍事裁判による投獄という直接的な弾圧も頻繁に行われた [Wickham 2002: 215]. 人民議会への同胞団の進出に対しても同様にそれを抑制する手段を取った。例えば，95 年の人民議会選挙に際して，政府は同胞団の発表した候補者リストにより 149 名の同胞団系候補者を逮捕した。また，選挙投票日の衝突では 42 名の同胞団支持者が死亡した [鈴木 2001: 40, 48]. 大規模な選挙介入の結果，国民民主党は公選 444 議席中 417 議席を獲得した。2000 年人民議会選挙でも政府の選挙介入は続き，国民民主党は公選 444 議席中 388 議席を獲得した。また，02 年には，人民議会議員である同胞団メンバーのムハンマド・ジャマール・ヒシュマト (Muhammad Jamāl Ḥishmat) が政府の圧力による再選挙で議席を失うなど，⁷⁾ 議会運営においても政府の強硬姿勢がうかがえる。

なお，エジプトでは複数政党制が認められてはいるが，政府の選挙介入などにより野党の議席数は少数にとどまっている。例えば，2000 年人民議会選挙における全野党の獲得議席は 16

4) 1984 年，同胞団は法的には解散状態のままであるため，新ワフド党と共闘で人民議会選挙に臨み，8 議席を獲得した。1987 年には，「イスラーム協約」として社会主義労働党と自由党と連合し，「イスラームこそ解決 (al-Islām Huwa al-Hall)」のスローガンの下で選挙に参加，その結果 36 議席を獲得し，実質的な野党第一党となつた。一方，職能組合においても，1984 年に内科医師職能組合で 25 議席中 7 議席を獲得した後，各種職能組合において急速に影響力を拡大させ，1990 年代には多くの職能組合で主要な勢力となつた [小杉 1994: 248-251; 飯塚 1996: 112-113; Wickham 2002: 183-199; 横田 2005a: 39].

5) ムバーラク政権下の民主化後退の理由として，1980 年代に「合法性」や「民主化」に依拠していた政権の正当性が，90 年代に財界・経済界との協力や民営化推進などの経済改革，それによってもたらされる経済成長に依拠するものへ変化したと指摘する研究もある [al-Awadi 2004: 196-197].

6) 例えば，医師職能組合理事会選挙の投票率を見ると，1988 年 24%，90 年 23%，92 年 29% となっている [Wickham 2002: 184-187].

7) 詳しくは，2003 年 1 月 22 日発刊『アフラーム・ウィークリー』を参照 <<http://weekly.ahram.org.eg/2003/621/eg6.htm>>.

議席に過ぎず、与党国民民主党には遠く及ばなかった。また、結党の自由についても、政府による規制が存在している。政党の結成に際しては、「政党法（1977 年法第 40 号）」第 7 条によって、政府の政党委員会の認可を受けなければならない。⁸⁾ 実際に、政党認可を得ることは困難な場合が多く、これまで多数の申請が却下されている [Fahmy 2002: 66-71]。

このように、1990 年代以降は「民主化」の後退が顕著となり、政府による人民議会選挙や職能組合選挙への介入、政治的自由の制限などが見られた。改革イニシアティヴ発表当時に至るまで、抑圧的な性格を強めたムバーラク政権下で、「民主化」は停滞局面にあった。また、81 年以来続いている非常事態令も依然として解除されておらず、政府による反対派弾圧を容易なものとしている。「民主化」の後退の中で、エジプト社会においては、現状への不満とともに、有効に機能しない現行の政党制や既存政党への失望感が強まった。同時に、報道や政治活動の自由などの基本的な権利の保障や、民主化促進への要望も人々の間で高まりつつあつた。⁹⁾ また、同胞団にとって「民主化」の後退・停滞は、政府による弾圧に直接つながりうるものであり、抑圧的な政治状況の改善が組織的にも急務とされた。このような政治状況下で、改革イニシアティヴは同胞団の改革への取り組みを表明するものとして発表されたのである。

1.2 改革イニシアティヴの諸提言

1.2.1 基本原則

改革イニシアティヴには、副最高指導者ムハンマド・サイイド・ハビーブ (Muhammad al-Sayyid Ḥabīb) を中心に作成された序文が具体的な改革案の前に付されている。序文では、このイニシアティヴが立脚する基本原則が述べられており、それは次の 4 点である。

第 1 に、エジプト、アラブ諸国、イスラーム世界に対するアメリカなど諸外国による支配と介入の拒絶。第 2 に、完全なる改革は国民的要求であることの強調。自由かつ尊厳ある生活、祖国の覚醒、自由、公正、平等、シユーラー（協議）の原則を実現するための改革が国民の間で強く望まれている。第 3 に、政治改革の優先。政治分野の改革は、他の全ての分野に関連する改革の出発点として位置付けられている。第 4 に、国民的結集の強調。改革の先導役は、政府や特定の政治勢力が担うものではなく、全ての人々が担うべき責務であるとされる。

これらの基本原則からは、まず、「大中東構想」¹⁰⁾ などのアメリカ主導による「民主化」や

8) 同法について詳しくは、[伊能 1993: 172-173; Fahmy 2002: 67-68]。

9) このような世論を示すものとしては、1994 年の『アフラーム・ウィークリー』紙による調査と、98 年のアフラーム政治戦略研究所による調査が例として挙げられる。それぞれ、〈<http://weekly.ahram.org.eg/archives/1994poll/1994poll.htm>〉と〈<http://weekly.ahram.org.eg/1998/397/eg2.htm>〉を参照。

10) 「大中東構想」は、中東地域を対象に、改革支援策、民主主義の深化、識字率向上のための知識社会の建設、経済発展の加速と雇用創出の 4 点を中心構成される。アメリカ政府が目標とする中東全域の「民主化」のために、G8 諸国と中東諸国の外相、財務相ら閣僚級による定期会合の創設などが提案された〈<http://www.mainichi-msn.co.jp/kokusai/afro-ocea/news/20040601k0000m030143000c.html>〉。「大中東」の歴史的意味については [小杉 2006: 688-690]、9.11 事件からイラク戦争に至るまでのアメリカの中東政策については [藤原 2003] を参照。

「改革」への強い拒絶を指摘することができる。同胞団においては、アメリカのイニシアティヴに対する反対意見は強い。例えば、アーキフは、最高指導者就任直後のインタビューにおいて、「民主主義」を押し付ける外部勢力とは決して協力しない旨を強調している [al-Ahram Weekly, 22-28 January, 2004]。イニシアティヴ発表翌日のインタビューにおいても、アメリカの「大中東イニシアティヴ」については受け入れることができないと言及している。¹¹⁾ 次いで、序文では、外部勢力による押し付けとしてではなく、エジプトにおける国民的な要望の中から改革イニシアティヴが作成されたことが述べられている。その改革は政治分野から始められるが、特定の政治勢力に担われるものではなく、国民的結集を必要とするものとされている。

序文では、これらの基本原則に次いで、シャリーアに基づく改革の重要性が説明される。「イスラームの教えと価値を出発点にして、我々の宗教に戻り、シャリーアを施行し、知識と新技術を採用してできる限りの知識を得ることなくして、我々にいかなる進歩の実現も望めない。」ここでは、シャリーアを全ての出発点に位置付ける同胞団の基本的な姿勢が現れている。また、「我々のこの〔改革イニシアティヴへの〕呼びかけ (da'wa) の目的は、神の法〔シャリーア〕確立のために、我々全員が憲法と法律のチャンネルを通じて協力しなければならない完全かつ真の改革である」と述べられており、法の枠内で改革活動を進めることができている。そして、改革の実現方法については、「ムスリムの個人、ムスリムの家庭、ムスリムの政府そして国家の形成を通じてなされる」とされており、バンナー期以来の同胞団の活動指針である段階的・漸進的な改革主義 [al-Bannā 1992: 177-178, 359-360] が現在も重視されていることがうかがえる。

1.2.2 改革イニシアティヴの概要

改革イニシアティヴでは 13 分野約 100 項目の改革提言がなされている。それらは大きく次の 4 つに分類できる。

第 1 に、同胞団の目指す改革の出発点である「健全な」人間形成にかかる提言。人間形成、教育、アズハル機構、文化の分野に関する改革提言において、イスラームの教えに基づく「正しい」教育・文化の普及と人間形成のあり方が主張されている。

第 2 に、エジプト国民の生活にかかる提言。これは、エジプトの抱える社会問題の解決や国民の生活改善、さらにはキリスト教徒や女性の権利保障によって、国民間の格差解消や国民統合の促進を目指すものである。主に、貧困問題、社会、女性、ムスリム・キリスト教徒間関係の分野に関する改革提言で取り扱われている。適切な社会サービス提供の重要性、社会的

11) 2004 年 3 月 4 日付『イスラーム・オンライン』のニュースを参照 <<http://www.islamonline.net/English/News/2004-03/04/article04.shtml>>.

弱者や少数派の権利重視が強調されている。

第 3 に、政治改革にかかる提言。政治、司法、選挙制度、外交の 4 分野で述べられている。エジプト憲法第 2 条の「イスラームのシャリーアの原則は、立法上の主要な法源である」との条文の適切な履行とシャリーアの重視、政治的権利と自由の保障、適切な法改正による民主主義の制度面での保障が主な論点となっている。外交については、アラブ諸国、イスラーム諸国、アフリカ諸国との関係強化が重視されている。

第 4 に、経済改革に関する提言。財政赤字の増大や貧富の格差拡大などの経済状況を踏まえ、経済再建の出発点として所有権や経済活動の自由尊重を主張している。支配従属関係を伴うグローバリズムに反対する立場から、エジプト国内の生産能力向上、経済制度の整備が目標とされている。

次に、本稿の主要テーマであるエジプト政治の「民主化」に関する政治、司法、選挙制度の改革提言について概観・整理したい。

政治は、優先的な改革分野とされていることもあり、最も多くの紙幅を与えられている分野のひとつである。改革提言の提示に先立って、「民主主義の施行なくして、改革は望めない」と述べられており、民主主義の確立が政治改革のために最重要であるとされている。全 18 項目におよぶ改革提言では、基本的な権利と自由の保障、立憲議会制の健全化、適正な法改正と法秩序の実現が、エジプトにおける民主主義を確立するために不可欠のものとして重視されている。「民主化」の後退が著しいエジプトの政治・社会状況の中で、これら改革案はそのような状況に対する処方箋、もしくは異議申し立ての側面を持っている。

個人的および公的な権利と自由の保障に関しては、信仰の自由（第 3 項）、宗教儀礼を行う自由（第 4 項）、公序良俗の範囲内での思想と表現の自由（第 5 項）、政党結党の自由（第 6 項）、社会的治安の枠内での社会的自由（第 7 項）、平和的デモの権利（第 8 項）、政治犯の釈放（第 16 項）、拷問の禁止（第 17 項）、職能組合および労働組合に対する活動規制法の廃止（第 18 項）などが示されている。政府による弾圧や政治活動への介入を阻止するための要求と位置付けられる。

立憲議会制については、「国家制度について我々が堅持するものは、イスラームの教えの枠内での、共和制、議会制、立憲制、民主主義である」と主張されている。改革案では、「国家と社会の運営にふさわしい制度は議会制である」（第 9 項）、「自由かつ公正な公選挙による権力交代の原則の義務と尊重」（第 2 項）、選挙の公正性・中立性・健全性を保障する選挙法の制定、ならびに最大得票政党による政府樹立（第 9 項）、選挙権の保証（第 10 項）、被選挙権の保証（第 11 項）が述べられている。民主主義を制度的に保障するものとして立憲議会制が重視され、シャリーアの下でのその諸原則の完全実現が主張されている。

また、民主主義の実現のために適切な法改正と法秩序の確立は、次のような改革提言によっ

て主張されている。軍部の政治不介入とシビリアン・コントロールの原則の保障（第 12 項）、政府による治安機関の濫用の禁止と治安機関の機能縮小（第 13 項）、大統領職の国民象徴化と任期制限（第 14 項）、非常事態令、政党法、職能組合法、報道法など人権を制限する諸法の廃止（第 15 項）。強力な治安機関や大統領権限の縮小や各種規制法の撤廃によって民主主義確立の基礎とすることが唱えられている。そして、法の適正化と法の遵守を要求することで民主化促進に努め、政府による公的活動への介入を排除し、政治的活動の自由の拡大を目指す同胞団の考えがうかがえる。

次に、司法改革については全 3 項目からなり、主に司法権独立の強化、公正な裁判制度を確立するための司法改革が主張されている。そこでは、行政権（司法省）からの司法権独立強化、特別法廷の廃止、軍事法廷の管轄の縮小と明確化（第 1 項）、起訴担当機関と調査担当機関の区別（第 2 項）が述べられている。ここには、メンバーの裁判が一般法廷ではなくより権利の制限される軍事法廷で行われている現状への同胞団の不信感が見られる。同胞団メンバーの裁判について、非常事態令に基づく軍事法廷から一般法に基づく通常法廷へその管轄を移行させることは、組織活動の自由の確保という点において重要である。また、「イスラームのシャリーアの原則は、立法上の主要な法源である」と規定する憲法第 2 条の履行のために、シャリーアに基づく法改正の実施が求められている（第 3 項）。

最後に、選挙制度については、政治改革においても言及されているが、同胞団にとって重要なトピックであるため、章を改めて全 5 項目の改革案が述べられている。これについて、「2005 年に予定されている人民議会選挙をにらんのことでもある」と同胞団幹部アブドゥルハミード・ガザーリーは述べた。¹²⁾ 基本的には、自由かつ公正な選挙の実施の方策が挙げられている。政府や治安機関による選挙介入の禁止（第 1 項）、裁判官から構成される選挙委員会の設置（第 2 項）、選挙を監視する裁判官への司法大臣の干渉禁止（第 3 項）が制度的な保障として挙げられている。また、立候補者の選挙活動に関する権利の保障（第 5 項）にも言及がある。選挙制度の自由と公正を確保することにより、民主主義確立のための制度的基盤の保障を目指す同胞団の意図がうかがえる。

2. 改革イニシアティヴの実践—同胞団の政治活動を中心

前節では、同胞団の改革イニシアティヴについて、「民主化」に深く関連する政治分野の提言を中心に概観した。改革イニシアティヴの内容を一読すれば、現代エジプトの具体的な政治的・社会的文脈の中で、イスラーム的な改革とはいかなるものか、そして同胞団が目指すエジ

12) 筆者が行ったカイロ大学政治経済学部教授アブドゥルハミード・ガザーリーへのインタビューによる（2004 年 3 月 28 日）。同氏は同胞団政治局での活動を経て、現在は最高指導者顧問を務めている。

プトとはどのようなものを明確に示したものとして評価することができよう。しかしその一方で、その総論的な性格を指摘することも可能であろう。例えば、民主化促進や政治的自由の保障のためにどのような政治活動を行うのかなど具体的な手段・方策を十分に示しているとはい難い。

これについて、アブドゥルハミード・ガザーリーは、「改革イニシアティヴは総論的な性格を持つものである。各論について述べていないことがあるとしても、それはその問題を無視しているのではない。改革への提言はイニシアティヴで終わるわけではなく、今後も続いてゆく」と説明している。¹³⁾ したがって、改革イニシアティヴの検討に際しては、発表以降の各論的な声明や具体的活動との関連の中で考察する必要があろう。本節では、改革イニシアティヴの掲げる改革提言がいかに実際の活動の中で実践されているかについて、2005 年の同胞団による民主化運動への取り組みと人民議会選挙への参加を事例に検討する。

2.1 民主化要求運動

同胞団は改革イニシアティヴ発表後、運営ウェブサイトや機関紙などでイニシアティヴの改革提言について訴えかけていたが、それに対するエジプト国内の反応は総じて冷淡であり、社会的に大きな反響を喚起したとは言いがたいものであった。¹⁴⁾ しかし、2005 年に民主化運動が高揚することによって、同胞団は自らの掲げる改革の理念・提言を街頭行動によって人々に広く訴えかける機会を得ることができた。

05 年の民主化運動の高揚は、「キファーヤ運動」の登場を契機のひとつとする。¹⁵⁾ この運動はムバーラク政権の圧制がエジプトの直面する様々な問題の根源であるとして、同政権に対する強い反対姿勢を示している。それゆえ政治・憲法の完全なる改正が必要であるとし、与党国民民主党による権力独占の終焉、非常事態令および自由を制限する諸法の廃止、正副大統領の国民による直接投票と三選禁止、結党・出版・結社の自由、司法監督下での公正な選挙の実施などを具体的な目標とする [al-Haraka al-Miṣriya min Ajl al-Taghyīr 2005]。04 年末にカイロ市内で初めての街頭デモを組織したキファーヤ運動は、翌年 3 月以降、都市部を中心にデモの頻度と規模を急速に拡大させた。

13) 注 12) と同じ。

14) 改革イニシアティヴに対する政府の反応は、当イニシアティヴの無視であった。ムハンマド・ハビーブ・アーディリー (Muhammad Habib al-Ādil) 内相の「同胞団は非合法組織であり、そもそも政治的なイニシアティヴを提案する資格を持たない」という発言に示されているように、改革イニシアティヴの内容に触れることなく、当イニシアティヴに関する議論を回避する姿勢が見られた。他の野党や政治勢力からも、概ね冷淡な反応しか得られなかつた [al-Abram Weekly, 11-17 March, 2004]。

15) 左派知識人を中心に組織された運動で、正式名称は「変革のためのエジプト運動 (al-Haraka al-Miṣriya min Ajl al-Taghyīr)」だが、一般的には「キファーヤ (Kifāya) 運動」と呼ばれている。この通称はメンバーが街頭デモで唱える「ムバーラクはもう十分 (キファーヤ)」というスローガンに由来する。同運動について詳しくは、[横田 2005a: 41-43]。

キファーヤ運動が反ムバラクのスローガンの下で民主化運動を進める中、当初、同胞団は事態の推移に対して静観の姿勢を示していた。しかし、05年3~4月に、同胞団系の学生組織「イスラーム潮流（al-Tayyār al-Islāmī）」が大学構内のデモを開始したのを端緒に、5月には、同胞団は多数のメンバーを動員する街頭デモを本格的に開始し、キファーヤ運動とも一定の協力関係を保ちつつ民主化運動への合流を果たした。同胞団がエジプト各地で数千人規模の街頭デモを組織したことによって、民主化要求デモの規模は一気に拡大した。同胞団の民主化要求運動に対して政府は激しい弾圧を加えた。エジプト各地で、デモに参加した数千名の同胞団メンバーが逮捕され、同胞団メンバーが死亡する衝突も発生した。メンバーの大量逮捕を受けて、同胞団は釈放要求のデモや集会を頻繁に行い、同胞団の影響力が強い医師職能組合や法律家職能組合などでも、民主化や政治改革を要求する集会が盛んに開催された〔横田2005a:44-45〕。

キファーヤ運動の登場から数ヵ月遅れで民主化要求デモを本格的に開始した同胞団ではあるが、組織としては、改革イニシアティヴの発表時点からすでに民主化要求の政治改革活動を始めており、その街頭行動も継続的な改革活動の一部であるとの見解を述べている。¹⁶⁾ 実際に、同胞団がデモや集会で繰り返した非常事態令廃止や政治的自由拡大などの政治改革要求は、上述の改革イニシアティヴ文中や同胞団メンバーの発言にも見られる。¹⁷⁾ 同胞団はエジプト各地で積極的に民主化要求の街頭行動を行ったが、改革イニシアティヴで平和的デモを政治的権利の一部としていることからも分かるように、それは同胞団にとって法の枠内での改革活動の一環と位置付けられる。同胞団が本格的な街頭デモを始めて間もない5月11日、アーキフは「政府との衝突は同胞団の方針ではない」と述べ、同胞団のデモは法的に認められた平和的なものであり、政府との対決を目的とするものではない旨を述べた。¹⁸⁾ 同胞団にとって民主化運動高揚は事前に予測できなかった突発的な出来事であった感は否めないが、同胞団は民主化要求運動を主に自らの改革の主張を訴えかける場として、さらには政府に民主化促進の圧力を加えるための手段のひとつとして巧みに用いた。改革イニシアティヴに見られるように政治分野での包括的改革を視野に入れる同胞団は、街頭行動のみによって民主化が達成されることはないと認識した上で、政府に対する民主化圧力を強化し、抑圧的な政治状況の改善を促すことを試みたといえよう。¹⁹⁾

2.2 2005年人民議会選挙

2005年11~12月、5年ぶりに人民議会選挙が実施され、与党国民民主党、諸野党、無所

16) <<http://www.aawsat.com/details.asp?section=3&article=298875&issue=9662>>

17) 2005年1月5日、アーキフは『同胞団オンライン』において、民主主義の下での憲法改正や非常事態令の廃止などについて主張している <<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=10089&SectionID=356>>。

18) <<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=12079&LevelID=2&SectionID=0>>

属候補者など約 5,000 名の候補者が、計 3 次の投票において 444 議席（222 選挙区）を争った。²⁰⁾ 同胞団は法的には非合法状態にあるので無所属候補者約 150 名を擁立し、「イスラームこそ解決」のスローガンの下で選挙に参加した。この選挙において、同胞団はかつてない活動の自由をもって選挙活動に臨むことができたとされるが、その背景のひとつとして民主化運動高揚による政治環境の改善を指摘することも可能である。同胞団候補者のポスターが街頭で配布され、同胞団候補者は多数の支持者とともに街頭行進を行った。選挙結果は国民民主党 311 議席、新ワフド党 6 議席、統一進歩国民連合党 2 議席、明日党 1 議席、無所属 112 議席（同胞団系 88 議席、その他 24 議席）であった。既存政党が与野党とも議席数を減少させる中で、同胞団は 17 議席を獲得した前回選挙と比べて約 5 倍の議席を獲得する躍進を遂げた [Meital 2006: 273-276]。

同胞団では、この選挙参加も改革イニシアティヴとの連続性の中で捉えられている。²¹⁾ また、選挙綱領を分析すれば、改革イニシアティヴの諸理念・提言が明確に反映されていることが分かる。同胞団運営ウェブサイト「同胞団オンライン」編集長のアブドゥルジャリール・シャルヌービー ('Abd al-Jalīl al-Sharnūbī) は、「同胞団は…（中略）…包括的な選挙綱領を提示したが、それは 04 年 3 月に最高指導者 [アーキフ] が発表した同胞団のイニシアティヴに由来するものである」と述べ、²²⁾ 改革イニシアティヴの政治分野に関する諸提言が、選挙綱領という形で具体化したとしている。

人民議会選挙綱領は大きく分けて、復興 (nahḍa)，開発 (tanmiya)，改革 (islāḥ) の 3 部構成となり、それに序文が付されている。復興では、①自由・人権・国民の権利、②価値・文化・人間形成、③女性、④情報・メディアに関する同胞団の見解・目標が述べられている。開発では、工業、農業、建設業、教育・研究の各分野の発展の目的・政策・戦略が述べられている。改革では、政治、経済、社会の改革のための具体的方策が提示されている。²³⁾ これらの内

19) 大統領選挙に先立つ 2005 年 5 月、大統領選出方法を人民議会が指名する単独候補者への信任投票から複数候補者への直接投票に変更する憲法改正の是非を問う国民投票が行われ、これが承認された。その後の大統領選挙は 10 名の候補者によって争われ、その結果、現職ムバーラクが 88.5% の得票で再選を果たした。反政府勢力からは与党のみに有利な制度改革に過ぎないと批判の声が上がっているが、エジプト史上初の複数候補者による大統領選挙が実施されたことは、民主化運動による一定の成果と評価してもよいであろう。国民投票から大統領選挙に至るまでのエジプト政治については、[横田 2005b] を参照。

20) この人民議会選挙の実施要領などについては、エジプト情報省運営ウェブサイト内の次の文書を参照 <<http://www.sis.gov.eg/PDF/Ar/Politics/0412080000000000010001.pdf>>。

21) 例えば、最高指導者アーキフは選挙後の 12 月 8 日に発表した「ムスリム同胞団の政治改革計画について」と題する声明で、改革イニシアティヴから議論を始めて、選挙での主張、今後の改革計画に至るまでの説明を行っている <<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=16561&cSectionID=213>>。

22) 2005 年 11 月 10 日付同胞団オンライン記事「民衆は同胞団の綱領を選択した」<<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=15738&cSectionID=0&cSearching=1>>。

23) 同胞団運営ウェブサイトで全文検索が可能。本稿もこの原文を参照する <<http://www.ikhwanonline.com/data/baralman2005/program.htm>>。

容は改革イニシアティヴの総論的な諸提言をより具体的な形で提示したものであり、両者の連続性を見出すことができる。例えば、綱領序文では綱領の準拠として、「イスラーム的權威 (al-marja‘īya al-islāmīya)」と「民主主義的メカニズム (al-ālīyāt al-dīmuqrātīya)」が挙げられている。これは、改革イニシアティヴに見られるシャリーアの下での政治的権利・自由の保障と民主主義確立という主張に基づくものである。また、政治改革については、改革イニシアティヴと同じくイスラームの諸原則の下で共和制・議会制・立憲制・民主制国家制度の堅持を唱えつつ、シャリーアの原則に反さない形での三権分立、複数政党制、公正な選挙による平和的政権交代など民主化の促進について具体的な主張を行っている。

同胞団にとって今回の人民議会選挙への参加は、改革イニシアティヴに掲げる民主化などの組織目標を選挙綱領に具体化し、選挙活動を通じてそれを広く人々に訴えかける重要な機会であった。同胞団では、そのような改革イニシアティヴに基づくイスラーム的な選挙綱領が有権者に支持されたことが議席増加の一因と考えられている。²⁴⁾ その意味では、同胞団は選挙活動を通じて民主化への取り組みなど改革の諸理念・提言を訴えかけることに成功したともいえよう。また、88議席獲得による議会でのプレゼンスの増大は、法の枠内での改革活動を重視する同胞団にとっては、さらなる改革への強固な足がかりであろう。

3. 同胞団の非合法状態をめぐる諸問題—改革イニシアティヴを手がかりに

本稿ではこれまで、改革イニシアティヴとそれ以後の政治活動について概観し、それぞれが連続する組織目標の下で連続性を持っていることを明らかにした。本節ではそれを踏まえ、同胞団がいかなる目的で改革イニシアティヴを発表し、民主化促進などの政治活動を行っているのかを検討する。

この問題を考える上で重要となってくるのが、同胞団の非合法状態の継続である。同胞団は1954年にナセル政権によって非合法化されて以来、現在に至るまで非合法状態に置かれ続けている。70年代に復活を遂げた後も、サードート、ムバーラク両政権は、強固な大衆的基盤を有する同胞団が政治勢力として勃興することを警戒して、合法化の手続きだけは取っていない。このため同胞団は、思潮としては広がり続けているのに、それを指導部の下に公式に束ねることができず、政治・社会勢力として活動しきれない、という限界性を抱えている。一方、指導部の統率下という狭い拘束性がないがゆえに、思潮として広がるという面もあり、これは現在の同胞団が抱える構造的矛盾ともいえる [小杉・横田 2003: 58-59; 横田 2004: 69-159]。また、同胞団の非合法状態の継続は、同胞団が反政府的な行動を取った際に、政府がその活動を非合法組織によるものであるとして弾圧するための担保となっている。²⁵⁾ 特に90年代の「民

24) <<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=15738&SectionID=0&Searching=1>>

主化」後退以降、同胞団のこの法的脆弱性はその活動における大きな障害となっている。

同胞団の改革イニシアティヴは、この非合法状態からの脱却の試みのひとつとして考えることができる。²⁶⁾ 上述のように、改革イニシアティヴは多岐にわたる改革提言を行っており、特に政治改革を最優先としている。政治に関する改革提言は第 1 節で概観したが、それは政府の「民主化」停滞に対する異議申し立てであり、「真の民主主義」を実現するために民主化促進をその目的としている。そこには、民主化促進によりエジプトの政治状況を改善することで、自らの政治的活動の自由を拡大し、さらには合法化を可能とする政治状況の醸成を目指すという同胞団の戦略を指摘できる。

また、改革イニシアティヴが原則として掲げる法の枠内での活動の堅持、国民的結集の呼びかけも、非合法状態からの脱却に関連して興味深い主張である。まず、法の遵守に基づく合法的性格を強調することで、法によって認められるべき自由や権利を求める同胞団の姿勢が見られる。²⁷⁾ 改革イニシアティヴの政治分野の改革案では、思想、表現、結党、平和的デモ開催などの自由や権利が主張されている。ここでは、その合法的性格にもかかわらず非合法状態に置かれていることに対する異議申し立てと、政府の抑圧から合法的に脱却しようとする試みを指摘することができる。法の枠内で、そして法を利用することによって、諸活動の自由達成を目指す同胞団の姿勢がうかがえる。

国民的結集について、アーキフは改革イニシアティヴ発表後もしばしば言及している。例えば、2004 年 10 月 20 日の同胞団主催のイフタール（断食明けの食事）の会合において、「イニシアティヴは、改革は国民的・民族的・イスラーム的な要求であるとの考えに基づいて、[エジプトの] 大衆、政治潮流、国内組織、政府に向けて発したものである」と述べた。政府を含めた全ての政党・政治勢力への協力の呼びかけは、政府の「民主化」への圧力となっている。すなわち、「大衆の名の下で」そして「祖国のために」[‘Akif 2004] 同胞団が発表した諸改革案を拒否すること、それへの協力を拒むことは、政府の進める「民主化」や社会改革への取り組みに対する批判を生みかねない。自らの「真摯な」改革姿勢を示すことで、政府への民

25) 例えば、2005 年 5 月の同胞団幹部イサーム・イルヤーン逮捕は、その典型的な例であろう。イルヤーンが同胞団メンバーであることは周知のことであるが、彼の逮捕容疑は非合法組織である同胞団と関わりを持ったという疑いであった。

26) 他の非合法状態からの脱却の方策として、同胞団の合法政党化が論じられてきた。しかし、宗教政党設立を禁じる現行政党法の下ではその実現可能性は低く、現指導部も政党認可申請を行うことには消極的である（<http://weekly.ahram.org.eg/2005/773/eg5.htm>）。元同胞団メンバーを中心とする「ワサト党 (Hizb al-Wasat)」の 3 度にわたるこれまでの認可申請は全て却下されている [Stacher 2002; Wickham 2004; Norton 2005; Rumayh n.d.]。

27) 例えば、エジプト・アラブ共和国憲法第 3 部（第 40～63 条）では国民の自由・権利・義務についての諸規定があり、社会の治安や秩序を乱さない限りにおいて、個人の権利と自由は保障される旨が述べられている。

28) (<http://www.ikhwanonline.com/ik/Article.asp?ID=9037&SectionID=0>)

主化圧力を強化しようとする同胞団の意図もうかがえよう。

同胞団の積極的な政治活動の理由も同様に考えられる。同胞団の一連の民主化要求デモにおいて、非常事態令の廃止、政治的自由や権利の保障、さらには人権の保障などが主張されている。街頭行動により民主化を加速させ、その結果として一層の政治的権利・自由を獲得することができれば、それは同胞団の非合法状態からの脱却に大きく寄与するものとなろう。従来からの主張である「真の民主主義」の実現のためにも、また自らの非合法状態の解消のためにも、同胞団は民主化運動を推進していると考えられる。また、人民議会選挙に参加して議席を獲得することは、政治状況の改善努力に最適の場に活動基盤を得ることであり、改革イニシアティヴの目指す民主化促進に大きく寄与するものである。

む　　す　　び

本稿では、改革イニシアティヴを手がかりに、ムバーラク政権の「民主化」との関連の中で、同胞団の政治活動について検討を行った。そこで明らかになったのは、改革イニシアティヴが現在のアーキフ指導下の同胞団において基本的な活動指針として位置付けられており、昨今の政治活動はそれを具体化する形で行われているということであった。また、同胞団の非合法状態に着目し、改革イニシアティヴとそれを具体化する政治活動は非合法状態からの脱却を目的としていることを議論した。昨今の民主化運動への参加や人民議会選挙への参加も、その一環として位置付けられる。

一方、再び「民主化」が進展を始めたエジプト政治の中で、ムバーラク政権にとっても同胞団の非合法状態は大きな問題となっているといえよう。政府にとっては、同胞団が将来的に競合相手として台頭する可能性を考えれば、それを抑制するための担保として引き続き非合法状態に置くことが望ましいと考えられる。しかし、合法路線を堅持し、いまや人民議会の20%を占める同胞団を非合法状態に置き続けることは、政府自身が唱える「民主化」を空虚なものとし、人々の間に政治的な無力感やアパシーを引き起こす一因となる恐れがある。エジプトにおいて民主化を求める声はさらに強まりつつあり、「民主化」政策と同胞団抑圧政策との間で、ムバーラク政権は大きなジレンマに直面しているといえよう。

今後のエジプトにおいて、同胞団が重要なアクターであり続けることには疑いの余地はなく、同胞団がいかなる形で政治プロセスに参加するのかは、エジプト政治がより統合された機能的な民主主義を獲得するために解決すべき問題のひとつであろう。この点において、改革イニシアティヴの下で政治活動を継続し、非合法状態からの脱却に努めるであろう同胞団には引き続き注視が必要となろう。

引　用　文　献

研究書

- al-Awadi, Hesham. 2004. *In Pursuit of Legitimacy: The Muslim Brotherhood and Mubarak, 1982-2000.* London & New York: Tauris Academic Studies.
- al-Bannā, Ḥasan. 1992. *Majmū'a Rasā'il al-Imām al-Shahīd Ḥasan al-Bannā*. Cairo: Dār al-Tawzī' wa-l-Nashr al-Islāmīya.
- al-Ḥaraka al-Miṣrīya min Ajl al-Taghyīr. 2005. *Nahwa 'Aqd Ijtima'i-Siyāsī Jadīd*. Cairo: s.n.
- Fahmy, Ninette S. 2002. *The Politics of Egypt: State-Society Relationship*. London & New York: Routledge Curzon.
- 藤原帰一. 2003. 「帝国の戦争は終らない—世界政府としてのアメリカとその限界」寺島実郎ほか編『イラク戦争』一検証と展望』岩波書店, 98-115.
- 飯塚正人. 1996. 「ムスリム同胞団と新世代エリート—エジプトの復興運動のゆくえ」小杉泰編『イスラームに何がおきているか—現代世界とイスラーム復興』平凡社, 100-117.
- 伊能武次. 1993. 『エジプトの現代政治』朔北社.
- 小杉 泰編. 1994. 『現代中東とイスラーム政治』昭和堂.
- 小杉 泰. 2006. 『現代イスラーム世界論』名古屋大学出版会.
- 小杉 泰・横田貴之. 2003. 「行動の思想、思想の実践—バナーとクトゥブ」小松久男・小杉泰編『現代イスラーム思想と政治運動』イスラーム地域研究叢書、東京大学出版会, 39-62.
- Langohr, Vickie. 2004. Too Much Civil Society, Too Little Politics: Egypt and Liberalizing Arab Regimes, *Comparative Politics* 36 (2): 181-204.
- Meital, Yoram. 2006. The Struggle over Political Order in Egypt: The 2005 Elections, *Middle East Journal* 60 (2): 257-279.
- 日本国際問題研究所編. 1997. 『中東諸国における民主化と政党・政治組織の研究』日本国際問題研究所.
- Norton, Augustus Richard. 2005. Thwarted Politics: The Case of Egypt's Hizb al-Wasat. In Robert W. Hefner ed., *Making Muslim Politics: Pluralism, Contestation, Democratization*. Princeton & Oxford: Princeton University Press.
- Rumayḥ, Ṭal'at. n.d. *al-Wasaṭ wa al-Ikhwān*. Cairo: Markaz Yāfā li-l-Dirāsāt wa-l-Abḥāth.
- Stacher, Joshua A. 2002. Post-Islamist Rumblings in Egypt: The Emergence of the Wasat Party, *Middle East Journal* 56 (3): 415-432.
- Sullivan, Denis J. and Sana Abed-Kotob. 1999. *Islam in Contemporary Egypt: Civil Society vs. the State*. Boulder & London: Lynne Rienner.
- 鈴木恵美. 2001. 「2000年エジプト人民議会選挙—無所属候補当選現象にみる与党・国民民主党批判」『現代の中東』31: 38-55.
- Wickham, Carrie Rosefsky. 2002. *Mobilizing Islam: Religion, Activism, and Political Change in Egypt*. New York: Columbia University Press.
- _____. 2004. The Path to Moderation: Strategy and Learning in the Formation of Egypt's Wasat Party, *Comparative Politics* 36 (2): 205-228.
- 横田貴之. 2004. 「現代エジプトにおける大衆的イスラーム運動—ムスリム同胞団の思想と実践」京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科, 博士論文.
- _____. 2005a. 「エジプトにおける民主化運動—ムスリム同胞団とキファーヤ運動を中心に」『中東研究』489: 37-52.

_____. 2005b. 「2005 年エジプト大統領選挙—初めての複数候補制選挙の試み」『中東研究』490: 68-83.

Zaki, Moheb. 1995. *Civil Society & Democratization in Egypt, 1981-1994*. Cairo: Ibn Khaldoun Center.

雑誌記事

‘Abd al-Maqṣūd, Ṣalāḥ. 2004. Muḥammad Mahdī ‘Ākif: al-Murshid al-Sābi‘ li-l-Ikhwān al-Muslimīn, *al-Mukhtār al-Islāmī* 257: 18-21.

‘Ākif, Muḥammad Mahdī. 2004. al-Ikhwān al-Muslimun Yu‘linūna Mubādara li-l-Islāḥ al-Siyāsī fī Miṣr, *al-Mukhtār al-Islāmī* 258: 76-77.

新聞

Āfāq ‘Arabīya, *al-Ahram Weekly*

オンライン文献

Ahram Weekly.(英語)

<http://weekly.ahram.org.eg/2003/621/eg6.htm>(2003 年 1 月 22 日)

<http://weekly.ahram.org.eg/archives/1994poll/1994poll.htm>(1994 年 12 月 29 日)

<http://weekly.ahram.org.eg/1998/397/eg2.htm>(1998 年 10 月 1 日)

<http://weekly.ahram.org.eg/2005/773/eg5.htm>(2005 年 12 月 15 日)

al-Hay'a al-‘Āmma li-l-Isti'lāmāt.(アラビア語)

<http://www.sis.gov.eg/PDF/Ar/Politics/041208000000000010001.pdf>(2005 年 11 月 24 日)

Ikhwān Online.(アラビア語)

<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=5172&cSectionID=356>(2004 年 3 月 3 日)

<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=10089&cSectionID=356>(2005 年 1 月 5 日)

<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=12079&cLevelID=2&cSectionID=0>(2005 年 5 月 11 日)

<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=15738&cSectionID=0&cSearching=1>(2005 年 11 月 10 日)

<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ID=16561&cSectionID=213>(2005 年 12 月 8 日)

<http://www.ikhwanonline.com/data/baralman2005/program.htm>(2005 年 10 月 30 日)

<http://www.ikhwanonline.com/ik/Article.asp?ID=9037&cSectionID=0>(2004 年 10 月 20 日)

Islam Online.(英語)

<http://www.islamonline.net/English/News/2004-03/04/article04.shtml>(2004 年 3 月 4 日)

al-Shawq al-Awsat(アラビア語)

<http://www.awsat.com/details.asp?section=3&article=298875&issue=9662>(2005 年 5 月 12 日)

毎日新聞.(ウェブ版)

<http://www.mainichi-msn.co.jp/kokusai/afro-ocea/news/20040601k0000m030143000c.html>

(2004 年 6 月 1 日)